競技者資格規程

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)は、公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「日本オリンピック委員会」という。)及び世界水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手(以下「競技者」という。)に対する競技者資格規程を定める。

(スポーツマンシップ)

- 第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツ の向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。
 - 2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツ の地位の向上に寄与すること。
 - 3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものと する。

(競技者の定義)

第3条 本規程の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オー プンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

(競技者の資格)

- 第4条 競技者は本連盟の加盟団体を経由して、本連盟に競技者登録をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、世界水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。
 - 2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を経由して、本連盟の許可を得なければならない。

(賞金等の受け取り)

- 第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬(以下「賞金等」という。) 付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。
 - 2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

(競技者の肖像等の利用及び商行為)

第6条 競技者は、第7条及び第8条に違反しない限りにおいて、自己の肖像等(動画・ 静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等そ

- の個人であることが明確にわかるもの。以下同様とする。)を自ら利用することができる。
- 2 前項の場合、競技者は、自己の肖像等の利用が第7条及び第8条の商行為(報酬の有無を問わず、営利を目的とする行為をいう)に該当するか否かに十分留意しなければならない。

(競技者がなし得る商行為及び届け出義務)

第7条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為(自己の肖像等を利用する場合を 含む。)を行うことができる。

> ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の 健全な普及・発展を妨げることは厳につつしまなければならない。

- (1) 水着及びウェアー・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の 名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポ ンサーのロゴマークを付して競技すること
- (2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び 同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること
- (3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ・インターネット放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること
- 2 競技者は、前項各号の商行為を行う場合、マネジメント会社、芸能事務所または プロダクション(以下、マネジメント会社等という)を利用することができる。 この場合、マネジメント会社等は、前項の各商行為に必要な限りにおいて、競技 者の肖像等を利用することができる。
- 3 競技者は、第1項各号の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を 得なければならない。前項のマネジメント会社等を利用するに際しても同様とす る。

(競技者に禁止される商行為)

- 第8条 競技者は、前条にかかわらず、商行為のうち、自己の肖像等をテレビ・ラジオ・ インターネットコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等 の広告媒体物に使用させることができない。
 - 2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等を広告媒体 物に使用することを認める。
 - (1)本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、 除外認定競技者として認められたとき
 - (2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され、競技者が同意したとき
 - (3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び集団の肖像等を活用

するとき

- (4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用 するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬(都度料)等の 配分については、その都度当該競技者と協議し決定する。
- (5)競技者の登録団体(競技団体及び競技者登録規程第2条に定める登録団体) (旧所属を含む)が肖像等を活用するとき。ただし、以下の条件を遵守す ることとする。
 - ① 競技者の登録団体 (競技団体及び競技者登録規程第2条に定める登録 団体) 以外の企業、団体または個人に外部委託することはできないもの とする。
 - ② 旧所属の企業また、団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び 新所属の承諾を要する。
 - ③ 小、中、高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を要する。
- 3 競技者は、営利を目的としたSNS (Social Network Service) の利用(報酬等の収入の有無を問わない)をすることができない。ただし、前項各号に定める場合に該当する場合は除く。

(違反競技者に対する処分)

- 第9条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、本連 盟処分規程に基づき処分を受ける。
 - (1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき
 - (2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等(記録会. 模範演技会. 試泳会その他水泳競技及び演技を含む一切の行事をいう。) に許可を得ずに参加したとき
 - (3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき
 - (4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第7条の商行為をしたとき
 - (5) 第8条の禁止される商行為をしたとき
 - (6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。
 - 2 本規則は、2014(平成26)年2月23日より一部改定施行する。
 - 3 本規則は、2014 (平成26) 年5月30日より一部改定施行する。
 - 4 本規則は、2016(平成28)年10月22日より一部改定施行する。

- 5 本規則は、2018 (平成30) 年4月1日より一部改定施行する。
- 6 本規則は、2022(令和4)年2月26日より一部改定施行する。
- 7 本規程は、2022 (令和4) 年10月15日より一部改定施行する。
- 8 本規程は、2023 (令和5) 年4月1日より一部改定施行する。